

# 男女共同参画社会の実現を目指して

猪口邦子

## はじめに

日本学術会議は、これまでも、男女共同参画を推進するため、人口、健康、暴力等さまざまな観点から検討を進めてきた。また、昨年12月27日に閣議決定した男女共同参画基本計画(第2次)においても、男女共同参画に資する学術についての多角的な調査、審議を一層推進していくことになっている。担当大臣として、これまでの御尽力に対して感謝申し上げたい。

本稿では、まず、男女共同参画社会はどんな社会なのか、男女共同参画社会基本法に立ち返って説明した上で、男女共同参画基本計画(第2次)の概要について紹介する。そして、とりわけ日本学術会議の取組に関連する 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)、科学技術分野における取組、社会的性別(ジェンダー)の視点について論じることとしたい。

## 男女共同参画社会とは

まず、男女共同参画社会とは、どんな社会なのだろうか。

1999年6月、国会の衆参両院において、全会一致により、男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という)が成立した。

同法の前文では、男女共同参画社会を「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」とした上で、その実現を我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ

ている。この前文は、国会審議の中で追加されたものであり、国民の意思を代表する国会議員によって、男女共同参画社会の実現に向けた取組の重要性が明確に示された意味は大きい。

基本法には、男女共同参画社会の形成について、5つの基本理念が示されている。一つ目が「男女の人権の尊重」である。男女共同参画社会は、憲法に謳われている個人の尊重や男女の平等の実現を前提に、差別的取扱いや性に起因する暴力が根絶され、男女が、個人としての能力を発揮する機会が確保される社会、すなわち、多様な生き方が認められる社会である。

二つ目は、「社会における制度又は慣行についての配慮」である。これは、社会の制度や慣行が、性別による固定的役割分担等を反映して、結果として就労等の活動の選択をしにくくするような影響を与えるおそれがあることに鑑み、それらが男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものにするよう配慮するという趣旨である。

三つ目は、「政策等の立案及び決定への共同参画」である。これは、国若しくは地方公共団体における政策、又は民間の団体における方針について、その立案や決定に、男女が、共同して参画する機会が確保されることを意味する。例えば、国政においては、昨夏の総選挙で史上最多の43名の女性が当選した(昨年12月に1名が繰上げ当選し、現在44名)。しかし、衆議院の女性議員の割合は1割に満たず、他の先進諸国に大きく遅れをとっている。

四つ目は、「家庭生活における活動と他の活動の両立」である。日本では、男性の家事・育児への参加が極端に少ない状況にあるが、男性も女性も、社会の支援の下に、家族としての責任を担い、家庭生活と他の活動（仕事、学習、地域活動等）との両立が図られるようにすることが重要である。

五つ目は、「国際的協調」である。これまで、男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の様々な取組と連動して進められてきた。今後とも、国際的な連携・協力を進める必要がある。

#### 男女共同参画基本計画（第2次） について

昨年12月27日、政府は、男女共同参画基本計画（第2次）以下「第2次基本計画」という）を閣議決定した。第2次基本計画には、次の12の重点分野を掲げ、それぞれの分野毎に、2020年までの施策の基本的方向と2010年度までに行う具体的施策が盛り込まれている。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革  
雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保  
活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立  
男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援  
高齢者等が安心して暮らせる条件の整備



#### PROFILE

猪口邦子  
（いのぐち くにか 1952年生）  
衆議院議員、内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）、日本学術会議第1部会員  
専門：政治学

女性に対するあらゆる暴力の根絶

生涯を通じた女性の健康支援

メディアにおける男女共同参画の推進

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

科学技術や防災等新たな取組を必要とする

分野における男女共同参画の推進

今後、政府は、この第2次基本計画に基づき、施策を総合的かつ計画的に実施することとしている。

#### 積極的改善措置

（ポジティブ・アクション）

男女共同参画を進めていく上で、有効な施策の一つに積極的改善措置（ポジティブ・アクション）がある。ここでは、その意義や第2次基本計画における取組について説明したい。

まず、積極的改善措置は、基本法にしっかりと位置づけられているという点が重要である。同法の第2条第2項においては、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、

当該機会を積極的に提供することをいう」と定義されている。基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を確保することにより、男女共同参画社会を実現しようとするものである。なお、これは、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。同法は、積極的改善措置を男女共同参画基本計画に盛り込む施策を含むことを明記している。

我が国において、実質的な機会の平等が確保されていると言えるだろうか。実際の女性の社会進出の状況を見ると、政治及び経済活動への女性の参画を示すジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)が、80カ国中43位と低迷している。このGEMは、国会議員女性割合、管理職女性割合、専門職女性割合及び男女間所得格差により算出されるが、日本は、80カ国中65位、73位等となっており、他の先進諸国に比べて大きく遅れている。

これらのデータを踏まえ、女性の参画の現状を考えると、男女が必ずしも同じ状況に置かれているとは言えず、積極的改善措置は、機会の平等を実質的に確保するための合理的な方法と考えられる。

積極的改善措置による取組を進めた代表例が日本学術会議である。同会議は、2000年6月に、女性会員比率を10年間で10%まで高めるという目標を立てた。これは、第1次基本計画に盛り込まれ、実現に向けた取組が進められた結果、昨年の改選時には女性割合が20%となり、目標を大きく上回った。第2次基本計画においては、重

点分野の「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」の中でこの点を明記した上で、今後とも女性の会員・連携会員の増加を図る等女性科学者の登用に努めることを記載している。日本学術会議における女性会員の増加によって、学術分野全体において女性の参画が進み、その意欲と能力が、ますます学術の発展に活かされることが期待される。また、同計画には、日本学術会議に、科学における男女共同参画を担当する科学者委員会を設置し、科学者による組織・団体等における男女共同参画の推進について提言や意識啓発等を行うことも盛り込んだ。

第2次基本計画では、ほかにも、積極的改善措置による取組を推進することとしている。例えば、政府が平成15年に男女共同参画推進本部において決定した「2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を基本計画の中に初めて位置づけ、各種の取組を進めることとした。また、国立大学における女性教員の割合について、国立大学協会報告書において策定された「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、取組を要請すること等を盛り込んでいる。また、民間企業においても、積極的改善措置の導入を更に促進することとしている。

実質的な機会の平等を確保することは、男女がともに自己実現できる社会を実現するために不可欠であり、第2次基本計画に盛り込んだ積極的改善措置による取組を着実に推進していきたい。

## 科学技術分野における取組

科学技術の諸活動を支える究極の要因は人材であるが、少子化やいわゆる「理科離れ」などにより、科学技術の担い手となる人材の質的・量的不足が懸念されている。安全・安心な科学技術の確立や創造的な活動に不可欠な多様性の確保の観点からも、我が国の女性研究者の更なる活躍に期待が寄せられ始めている。

2005年3月現在、我が国の研究者に占める女性割合は11.9%であり、国際的に見て際立って低い状況である。また、研究環境の競争化に伴い、3～5年の任期付任用やプロジェクト期間限定の雇用が増える中で、研究者が育児休業を取りにくく、また、研究組織の長が出産・子育て期に当たる女性研究者の採用・登用を躊躇することも多いのが実情である。

このため、第2次基本計画においては、新たな取組を必要とする分野の一つとして「科学技術」を挙げ、施策の充実を図ることとした。なお、同様の内容は、総合科学技術会議により取りまとめられた第3期科学技術基本計画に係る答申にも盛り込まれている。私は、同会議の審議過程において、基本政策専門調査会委員、そして、大臣就任後は本会議の臨時議員として男女共同参画の観点から意見を申し述べた。内閣府に設置された二つの重要政策会議が、ほぼ同時期に基本計画の改定のための審議を行ったために密接かつ円滑な連携が図られたとも言えるが、計画の実行に当たっても、この関係を維持したい。

第2次基本計画においては、女性研究者の採用

の促進を図るため、各研究機関毎に、採用の数値目標の設定、達成のための努力等が行われることを期待するとともに、国は、各大学や公的研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握・公表することとした。性別や年齢により不当に差別しない人事等の推進も行うこととしている。

また、子育て期の研究継続を支援するため、短時間勤務制度等の柔軟な勤務体制の導入、育児休業取得で研究を中断した後の再開のための支援措置、託児所施設の整備等、研究と出産・育児等の両立を支援する施策を盛り込んだ。

このほか、女性若年層の理工系分野の選択の促進、研究者等に係る男女別の統計データの整備、情報ネットワーク環境の整備等も加え、科学技術分野における女性の参画の促進を総合的に進めることとした。

内閣府においては、第2次基本計画を先取りする形で、女性若年層の理工系分野の選択の促進のためのチャレンジ・キャンペーン事業を2005年度より実施し、女子高校生等本人及びその親・教師も対象に、ロールモデル情報の提供等や行事の開催を行っている。文部科学省においても、2006年度より、新規に、出産・育児等による研究中断からの復帰支援、女性研究者の育成・活躍促進を積極的に行うモデル的な機関の取組の支援等のための施策が実施される予定である。

科学技術分野における男女共同参画の重要性の認識形成には、日本学術会議を始めとし、男女共同参画学協会連絡会等による働きかけが大

いに力となった。この場をお借りして感謝申し上げます。

### 社会的性別(ジェンダー)について

男女共同参画を推進する上で、重要なのは人々の意識である。例えば、我が国では、これまで、「女性は科学に向かない」や「男性は管理職、女性は補助職」等の思い込みが見られた。男女共同参画社会を実現するためには、このような例を含め、性別による固定的役割分担意識や偏見等の意識の変化を促していくことが必要であり、その際に重要なものが、「社会的性別」(ジェンダー)の視点である。第2次基本計画においては、初めてこれを明確に定義したうえで使用し、誤解の解消を図り、正確な理解を促進することとした。

第2次基本計画では、まず、「社会的性別」(ジェンダー)について、「人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られた『男性像』、『女性像』があり、このような男性、女性の別を『社会的性別』(ジェンダー/gender)という」と定義した。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

次に、「社会的性別の視点」については、「『社会的性別』が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである」としている。

このように、「社会的性別の視点」でとらえら

れる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。例えば、上述の「女性は科学に向かない」は、そのような偏見の例である。

その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではないことも記述している。男女の服装やひな人形、鯉のぼりなどが、その例である。

また、社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

さらに、第2次基本計画においては、高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実を促すことが盛り込まれている。なお、これは、男女共同参画に係る幅広い学術分野を対象とするものであり、ジェンダー学や女性学も含まれる。第2次基本計画には、日本学会会議において、男女共同参画に資する学術についての多角的な調査、審議を一層推進することが明記されているところでもあり、同会議の今後の積極的な活動が期待される。

### 終わりに

男女共同参画は、「暮らしの構造改革」という小泉構造改革の重要な柱である。また、社会生活における「認識の構造改革」でもある。今後とも、小泉構造改革チームの一員として、ジェンダーの平等を強力に推進し、男女がともに自己実現できるフェアな社会へ向けた改革を進めたい。